

千葉県企業局水道事業 業務継続計画

(新型インフルエンザ編)

平成 26 年 3 月策定

(平成 31年 4月改定)



千葉県企業局

千葉県企業局水道事業 業務継続計画（新型インフルエンザ編）

目 次

第1章 千葉県企業局水道事業 業務継続計画（新型インフルエンザ編）の基本的な考え方

- 1 計画策定の意義
- 2 新型インフルエンザと震災との違い
- 3 千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画との関係
- 4 計画の目標
- 5 計画の適用範囲
- 6 計画策定の効果

第2章 前提となる被害状況の想定

- 1 想定される被害

第3章 発生時優先業務

- 1 業務継続の基本方針
- 2 発生時優先業務の選定

第4章 必要な職員、物資・サービスの確保

- 1 職員の確保
- 2 情報連絡体制
- 3 指揮命令系統の確認
- 4 物資・サービスの確保
- 5 委託業者等との連携
- 6 水道水の安全情報の提供

第5章 職員の感染防止対策等

- 1 感染の予防等
- 2 職員が感染した場合の対応

第6章 その他

- 1 計画の見直し
- 2 状況に応じた対応

第1章 千葉県企業局水道事業 業務継続計画（新型インフルエンザ編）の基本的な考え方

1 計画策定の意義

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスと、その抗原性（免疫上の特性）が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものです。新型インフルエンザに対しては、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されています。

新型インフルエンザの発生時には、本人のり患や家族の世話や看護等のため、出勤できなくなる人が多数発生し、千葉県企業局（以下「局」という。）においても職員の出勤率が大きく低下することが見込まれます。また、局が業務を行う上で必要な物資やサービスの確保が困難となる可能性もあります。

千葉県企業局水道事業 業務継続計画（新型インフルエンザ編）は、このような状況下において、水道事業者の責務である水道水を安定的かつ適切に供給するための業務（以下「水道水の安定供給に係る業務」という。）のほか、優先して実施すべき新型インフルエンザ対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ対応業務」という。）と最低限継続しなければならない通常業務（以下「優先継続業務」という。）を特定するとともに、水道水の安定供給に係る業務及び新型インフルエンザ対応業務並びに優先継続業務（以下「発生時優先業務」という。）を実施するために必要となる職員の確保・配分等について定めるものです。

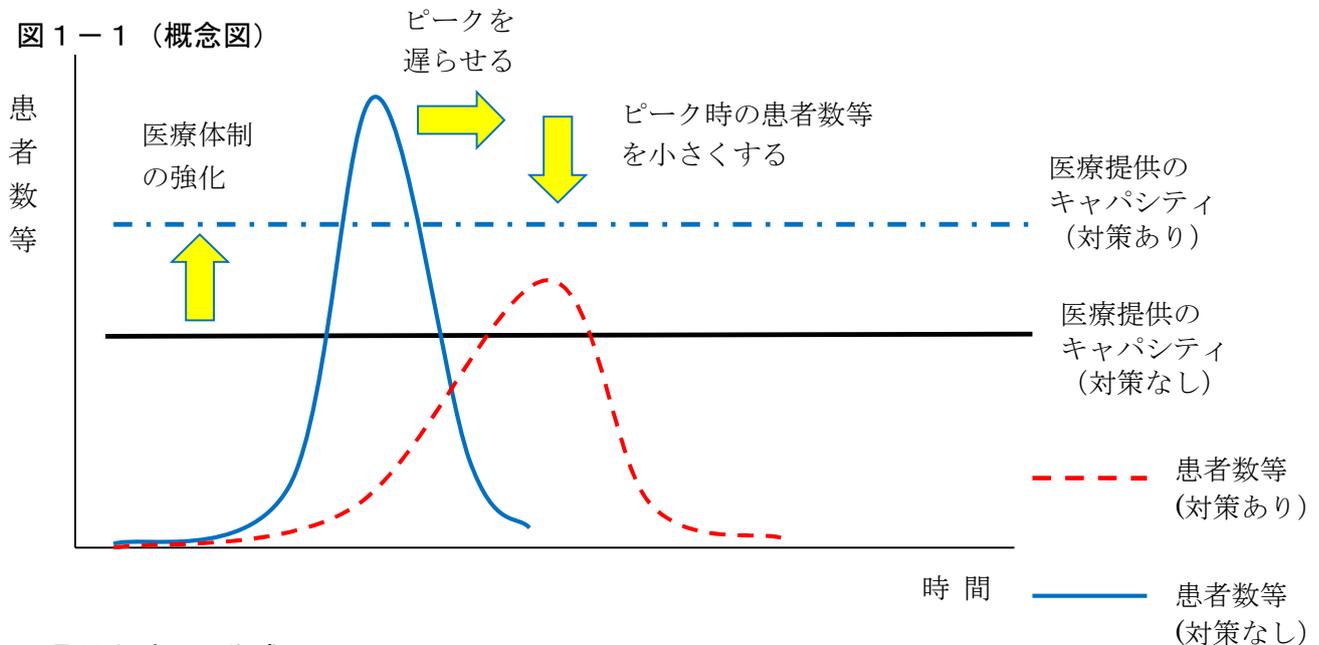
この計画を策定し必要な措置を講じることにより、水道事業者の責務を果たすとともに県民の生命・健康を守り、パンデミック時における社会・経済の破綻を防止します。

なお、未発生期から小康期に至る各段階に局が取り組むべき新型インフルエンザ対策については、「水道局企業事業新型インフルエンザ等対応マニュアル」に定めています。

（参考）

◎新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）の目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにする。（特措法 第1条抜粋）



○県行動計画の作成

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（都道府県行動計画）を作成するものとする。（特措法 第7条抜粋）

○水道事業者の責務（水の安定供給）

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの都道府県行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（特措法 第52条第2項抜粋）

2 新型インフルエンザと震災との違い

必要となる業務を確実に遂行しなければならない点では、新型インフルエンザも震災も同様ですが、その被害状況、影響度及び期間等は大きく異なります。

震災による被害は、人的被害のほか、建物・設備など地域の生活・産業基盤全般にも被害が及ぶのに対し、新型インフルエンザによる被害は、人的被害が長期化することで社会経済に大きな影響を与えるものです。

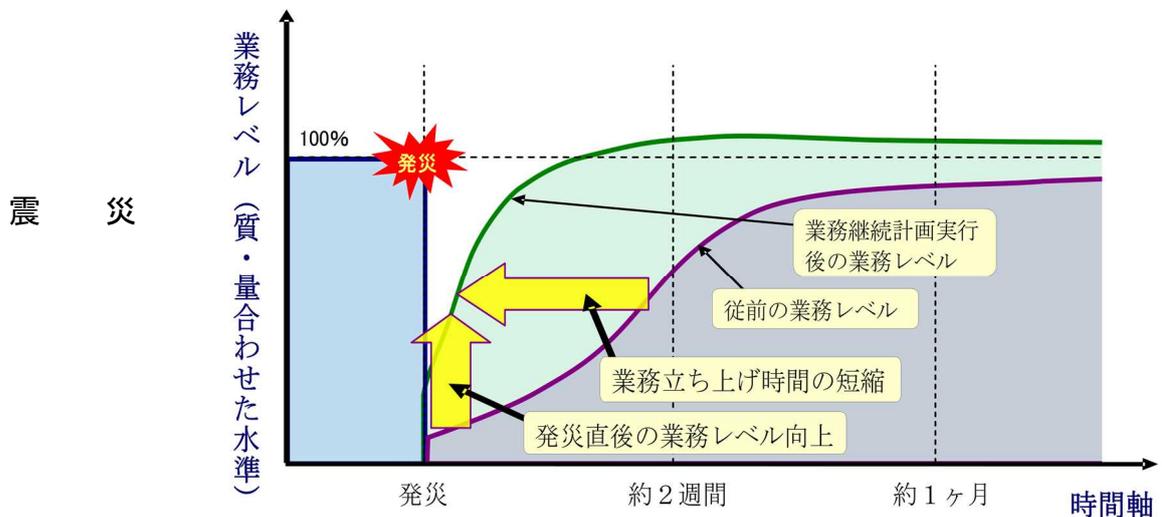
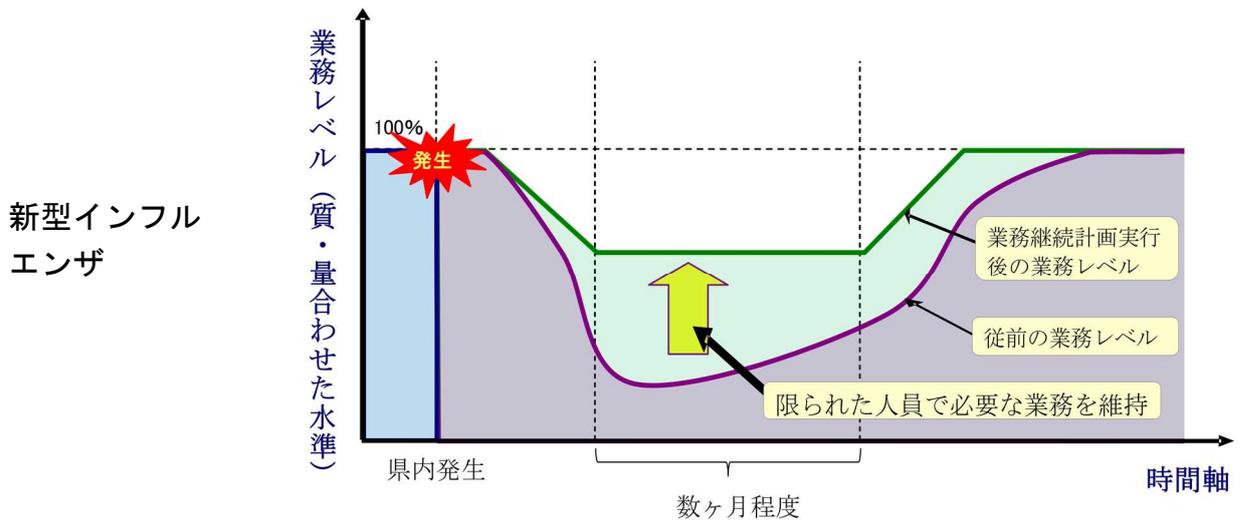
このため、震災では、速やかに業務を復旧させることが中心であるのに対し、新型インフルエンザでは、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

新型インフルエンザと震災の被害の比較、それぞれの業務継続計画の役割の比較は、次のとおりです。

表 1-1 新型インフルエンザと震災の被害の比較

項目	新型インフルエンザ	震災
発生	海外での発生の場合には、国内発生まで期間があり準備することが可能	突然発生する
直接的な被害の内容	主に人に対する被害で、時間の経過とともに被害が拡大する	人に対する被害に加え、道路・鉄道・建物・施設・設備等への被害が大きい
地理的な影響	被害が国内全域、全世界的になる	被害が地域限定的であり、被災地外からの支援が可能
被害期間	第一波の期間が約八週間、その後の第二波、第三波による長期化の可能性あり	最初の地震が最大被害であり、余震も一定期間継続

図 1-2 新型インフルエンザと震災の業務継続計画の役割の違い

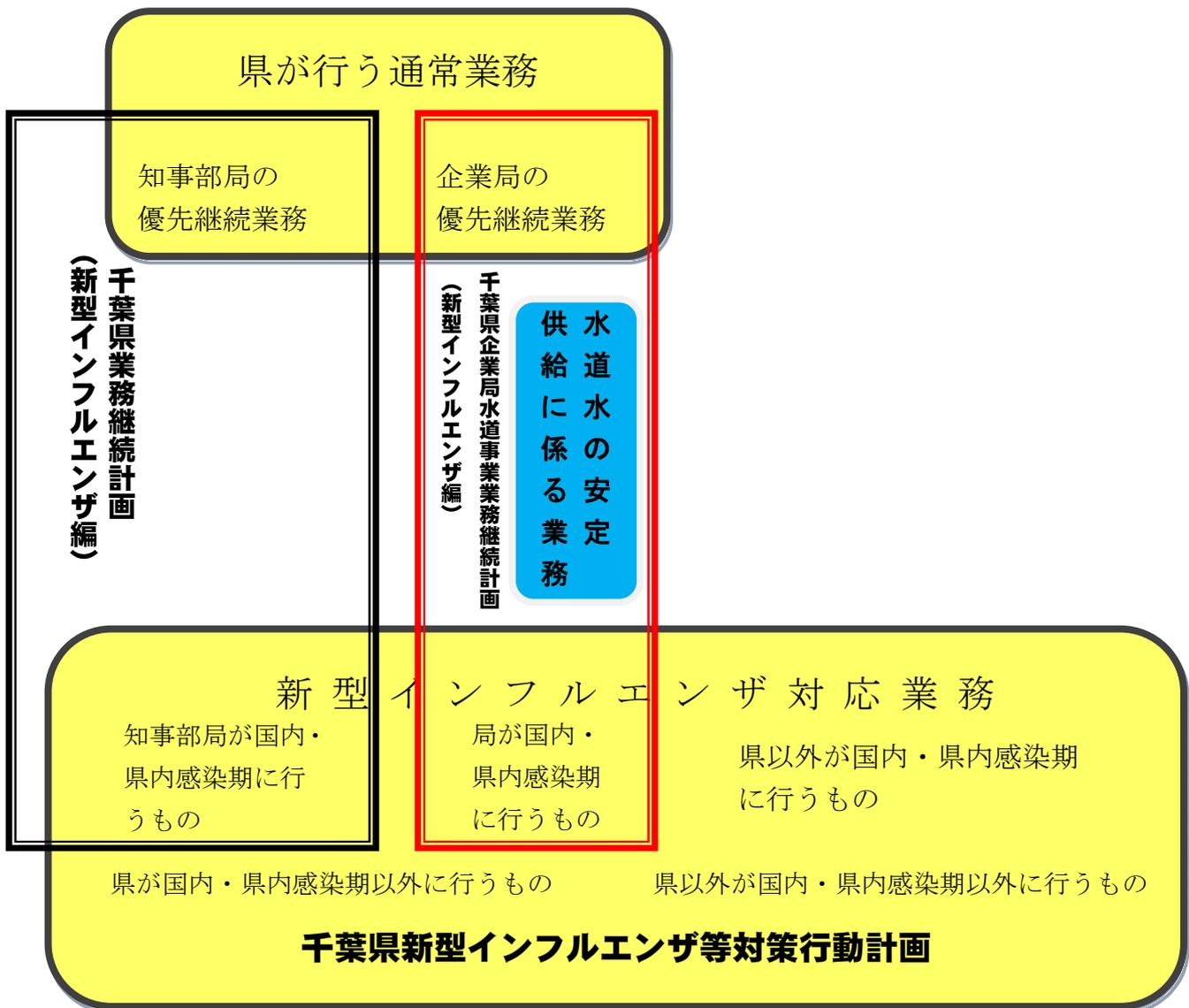


3 新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」は、未発生期から国内・県内感染期、小康期に至る各段階に応じて、県、市町村、医療関係者、事業者、個人等がそれぞれ取り組むべき新型インフルエンザ対策を定めるものです。

「千葉県企業局水道事業 業務継続計画（新型インフルエンザ編）」（以下「局業務継続計画」という。）は、局が、国内・県内感染期に人員等の資源が制約された状況下において、県民生活に必要なライフラインとしての役割（水道水の安定供給）を維持するため、発生時優先業務を特定するとともに、当該業務の実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

図 1 - 3 局と県の業務継続計画と県行動計画の概念図



4 計画の目標

新型インフルエンザが発生した場合において、感染拡大を可能な限り抑制し、水道事業者としての責務（水道水の安定供給）を果たすとともに、県民の生命及び健康を保護することと、県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目標とします。

このため、発生時優先業務に、必要とされる人員等の資源を組織的に集中して投入し、県民生活に必要な水道サービスを確保します。

5 計画の適用範囲

本計画を適用する範囲は、本局と出先機関を含めた千葉県企業局とします。

6 計画策定の効果

- (1) 新型インフルエンザ等が国内・県内にまん延したような状況下においても、局が業務遂行を円滑に行う体制を構築し、水道事業者の責務である水道水の安定供給を継続することにより、ライフラインとしての役割を維持し、県民生活及び県民経済の安定の確保を図ります。
- (2) 本計画は強毒性のインフルエンザ発生を想定したものですが、状況に合わせて本計画を弾力的・機動的に類推して適用することにより、弱毒性の新型インフルエンザや他の感染症の発生への対応が可能となります。

第2章 前提となる被害状況の想定

1 想定される被害

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画では、国が策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画を参考に、県民の25パーセントが罹患し、ピーク時には職員の最大40パーセント程度が出勤できないなど、下表のとおり推計及び想定を行っており、本業務継続計画は、この推計及び想定に基づき策定します。

表2-1 想定する被害（千葉県）

罹患率	全人口の25パーセント
致命率	アジアインフルエンザ等（中等度）と同様とした場合 0.53パーセント スペインインフルエンザ（重度）と同様とした場合 2.0パーセント
医療機関を受診する患者数（上限値）	約63万人～約121万人 （全国 約1,300万人～2,500万人）
入院患者数（上限値）	中等度の場合 約2.6万人（全国 約53万人） 重度の場合 約9.7万人（全国 約200万人）
死亡者数（上限値）	中等度の場合 約0.8万人（全国 約17万人） 重度の場合 約3.1万人（全国 約64万人）
1日当たり最大入院患者数	中等度の場合 約4,900人 重度の場合 約19,400人
職員の欠勤率（ピーク時）	最大40パーセント程度 （職員が発症して出勤できない割合は、多く見積もって5パーセントと考えられるが、職員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難になる者等が見込まれる。）

※ これらの推計には、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていません。

第3章 発生時優先業務

1 業務継続の基本方針

企業局水道事業 業務継続計画における局の業務は、次の方針に基づいて行います。

- ① 水道水の安定供給に係る業務 及び 新型インフルエンザ対応業務を最優先で実施する。
- ② 優先継続業務については、適切に継続する。
- ③ 水道水の安定供給に係る業務及び新型インフルエンザ対応業務並びに優先継続業務（＝発生時優先業務）以外の業務については、一時的に縮小又は中断する。なお、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- ④ 発生時優先業務の実施に必要となる人員及び資材等の配分は、全局横断的に調整する。

図3-1 新型インフルエンザ等に対する局の事業継続の時系列イメージ

発生段階		前段階	第1段階	第2段階	第3段階			第4段階
		未発生期	海外発生期	国内・県内発生早期	県内感染期			小康期
					感染拡大	まん延	患者減少	
県職員の出勤率		100%	100%	100%	100～61%	60%	100～61%	100%
発生時優先業務	新型インフルエンザ対応業務							
	水道水の安定供給に係る業務							
	優先継続業務							
その他の業務（縮小/中止・延期）								

2 発生時優先業務の選定

発生時優先業務の評価基準

新型インフルエンザの国内・県内感染期においては、出勤できない職員が最大 40 パーセント程度に達し、それが2週間程度続くということが想定されています。また、局の業務の実施に必要な物資やサービスの確保が困難になることも予想されます。

発生時優先業務は、このような状況の中で、真に必要な業務に局の資源を集中するため選定するもので、業務の評価基準及び参考例は次のとおりです。

表 3-1 業務の評価基準及び参考例

高い ↑ 優先度 ↓ 低い	発生時優先業務	新型インフルエンザ対応業務 ・千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画で取り組むこととされている業務（新型インフルエンザ発生により、新たに発生若しくは業務量が増加するもの） 【例】新型インフルエンザ対策本部の運営、水道水の安全情報の提供、相談窓口、職員への予防・まん延防止対策など
		水道水の安定供給に係る業務 ・水道事業者の責務である水道水の安定供給に係る業務 【例】浄・給水場の運転管理業務、浄水作業に関する業務、水質検査に関する業務など
		優先継続業務 ・千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画で局が取り組むこととされている業務以外で、県民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響があるため縮小・中断が困難な業務 【例】災害対策・危機管理業務など ・局の機能維持に必要な業務 【例】人事管理、予算執行、情報システムの維持など
		縮小もしくは休止・中断する業務 ・優先継続業務には該当しないが、国内・県内感染期も完全に中断することはできず、業務内容を縮小しつつ継続する業務 【例】水道工事（緊急性の高いものは除く）、施設・管路の点検、窓口受付業務など ・流行が収まるまで中断することが可能な業務 【例】定例の調査・報告、定例の監視指導、計画策定、施策の立案など ・感染拡大を防止する観点から、積極的に中止・延期することが望ましい業務 【例】イベントなど不特定多数が集まる機会を提供する業務、講習会、研修会の開催、会議の開催

※各所属の発生時優先業務の詳細については、「発生時優先業務・業務従事人数等一覧」を参照のこと。

第4章 必要な職員、物資・サービスの確保

1 職員の確保

- ① 各所属機関（千葉県企業局本局及び出先機関をいう。以下同じ。）は、職員の感染状況や出勤状況を把握し、発生時優先業務に重点的に職員を配置することにより、発生時優先業務の実施に必要な人員を確保するよう努めます。
- ② 各所属機関において、業務の中断・縮小を行っても、発生時優先業務等継続しなければならない業務の実施に必要な人員に不足が生じる場合は、原則として千葉県企業局新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）が調整を行います。
- ③ 浄・給水場（以下「浄水場等」という。）の運転管理業務については、極めて優先度が高い業務であるため、新型インフルエンザ感染拡大時等に、水道水を安定供給するために最低限運転管理しなければならない浄水場等の要員が不足する事態を想定し、あらかじめ当該業務の従事者及び経験者を、新型インフルエンザ感染拡大時等における業務要員リストとして取りまとめ、作成しておきます。
対策本部は、当該リストに基づいて、新型インフルエンザ等の感染によって要員が不足した浄水場等に優先的に状況に応じた応援体制を整えます。

2 情報連絡体制

- ① 新型インフルエンザ等対策本部の設置
新型インフルエンザ等の国内発生時は、資料1に示す千葉県企業局新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要な対策を講じていきます。
- ② 各水道事業体及び委託業者等との連絡体制
各水道事業体及び委託業者等について、必要な情報提供を行うとともに、連絡網をあらかじめ作成する等、緊急時に備えた情報連絡体制を整備しておきます。
- ③ 給水区域内市との連絡体制
局は給水区域内市に対し、必要に応じて随時連絡が取り合えるよう、感染が拡大した場合の連絡体制についてあらかじめ整備しておきます。

3 指揮命令系統の確認

幹部職員が、新型インフルエンザのり患等により一定期間不在となることが想定されます。このような場合には、千葉県企業局処務規程に基づく代決などにより代行者が業務を処理することとなるので、職員は事務処理に支障を生じないよう事前によく確認しておくことが重要です。

4 物資・サービスの確保

局が水道水の安定供給等必要な業務を継続するためには、浄水場等における処理過程で必要な薬品や燃料など、欠かすことのできない物資・サービスがあります。

局は、新型インフルエンザの国内・県内感染期においても、局の事業継続のため必要な物資・サービスの確保ができるよう体制を整備しておきます。

① 薬品等の確保

浄水場等における処理過程で、必要な薬品や自家用発電機の燃料などをあらかじめ確認し、感染拡大によって調達が困難になることが予想される薬品等について、リストを作成しておきます。浄水場等は、この薬品等リストを基に、在庫が不足する場合を想定して約2箇月程度の間を使用する薬品等が確保できるよう関連業者と調整しておきます。

② マスク等の備蓄

職員の感染防止のため、主に浄水場等の職員を対象に、マスク、手袋、うがい薬、手洗い消毒液、蓋付きゴミ箱等を備蓄しておきます。

5 委託業者等との連携

各所属機関は、委託業者、請負契約者との間で業務継続に必要な要員及び業務継続を確保する協力体制について、事前にリストを作成して整理し、構築しておきます。

6 水道水の安全情報の提供

お客様に対して水道水に対する不安を抱かせることがないよう、ホームページ等のあらゆる広報媒体を活用して水道水の安全性について情報提供を行います。また、お客様からの問い合わせに的確に対応できるようあらかじめ想定問答を作成しておきます。

第5章 職員の感染防止対策等

1 感染の予防等

局の業務機能を維持するためには、より多くの職員を確保する必要があり、このためには、職員の感染防止対策を徹底します。

（1）職員の日常的な健康管理の徹底

新型インフルエンザへの感染を予防するため、職員は、次のとおり自己管理を徹底します。

- ① 混み合った場所、換気の悪い屋内では、マスクを着用します。
- ② 石けんや消毒液を用いた手洗い、うがいを徹底します。
- ③ 咳・くしゃみが出る場合は、必ずマスクをするか、ない場合はティッシュ等で口を覆います。
- ④ 十分な睡眠をとり、バランスのよい食事を心掛けます。

（2）職場における感染防止対策

新型インフルエンザ流行時には、職場において、次の感染防止策を行います。

- ① 室内を適度な温度・湿度に保ちます。
- ② 人との接触の機会を減らすために、原則として会議・研修会等を中止します。インフルエンザ対応業務等でやむを得ず会議等を行う場合においては、出席者の健康状況を確認し、マスクを着用の上、できるだけ対人距離を確保して行います。
- ③ 発生時優先業務以外の出張を伴う業務は、原則として中止し、可能な限り電話、ファックス、電子メール等により代替します。やむを得ず出張する場合は、マスクを着用します。
- ④ 通勤時における感染リスクを低減させるため、時差出勤制度を活用し、出勤時間帯を分散させます。

（3）特定接種の実施

国の示した特定接種の具体的運用に従い、新型インフルエンザ対策を実施する職員に対する接種を行います。

2 職員が新型インフルエンザに感染した場合の対応

- ① 発熱、咳、のどの痛み等新型インフルエンザ様の症状がある場合は、出勤せず、所属長に連絡します。発生段階により以下の対応をとります。

ア 県内発生早期

居住地の健康福祉センター（保健所）に連絡し、受診について指示を受けます。

イ 県内感染期以降

かかりつけ医等（病院・診療所）などに連絡した後、受診します。

- ② 医療機関において、新型インフルエンザの診断を受けた場合は、発生段階により、以下の対応をとります。

ア 県内発生早期

感染症法により入院勧告がされますので、健康福祉センター（保健所）の指示に従います。

イ 県内感染期以降

軽症の場合は、知事が示した外出自粛の期間は出勤せずに自宅で療養します。

重度の場合は、医師の指示により入院等適切な医療を受けます。

3 職員の家族が新型インフルエンザに感染した場合の対応

- ① 家族が感染した旨を所属長に報告するとともに、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染防止に努めます。なお、職員自身にインフルエンザ様の症状が出た場合は、「2 職員が感染した場合の対応」に準じる対応を行います。

※県内発生早期については、健康福祉センター（保健所）に連絡した後、その指示に従います。

第6章 その他

（1）計画の見直し

この計画は、平成25年11月に策定された千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画及び平成26年1月に策定された千葉県業務継続計画（新型インフルエンザ編）を基に策定したものであり、県行動計画の改定等、今後の状況の変化に応じ見直しを行います。

（2）状況に応じた対応

この計画は、強毒性の新型インフルエンザが発生した場合の国内・県内感染期を想定して策定したものです。

新型インフルエンザが弱毒性の場合などは、職員の出勤率が高い水準に留まるなど状況がこの計画の想定と大きく異なることとなります。その場合には、適宜可能な範囲で発生時優先業務以外の通常業務を行うこととなります。

発生時優先業務・業務従事人数等一覧

○各所属に共通する業務

	新型インフルエンザ対応業務	通常業務
各課共通	①局内まん延防止策に関する業務 ②職員の登庁状況確認に関する業務	A 継続する主な業務 ① 水道水の安定供給に係る業務 ② 予算の執行、決算に関する業務 ③ 人事管理に関する業務 ④ 県議会に関する業務 ⑤ 文書の收受・発送に関する業務 ⑥ 職員の服務に関する業務 ⑦ 新型インフルエンザ以外の緊急を要する事案・事故への対応業務

○本局

所属名 (所属の人数) D	出勤予想 人数 D×0.6	新型インフルエンザ対応業務	通常業務 (水道水の安定供給に係る業務を含む)
総務企画課 (31人)	18人	※新型インフルエンザ等対策本部業務 ①官庁、関係機関への連絡 ②局内り患状況の集約 ③健康福祉センター、他部局との連携 ④職員への衛生意識の啓発強化 ⑤労働関係官公署との連絡 ⑥職員及び家族の防疫対策、医療機関対応 ⑦ワクチンの接種(接種の優先順位決定) ⑧マスコミ動向に関する情報の収集、集約 ⑨お客様への情報提供等(ホームページ掲載等)	A 継続する主な業務 ① 局内の総合調整に関する業務 ② 県議会に関する業務 ③ 文書及び物品の受発、記録、審査、編さん並びに保存に関する業務 ④ 職員の賠償責任(財務課において所掌するものを除く。)に関する業務 ⑤ 職員の定数及び組織に関する業務 ⑥ 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する業務 ⑦ 職員の給料、諸手当、旅費及び費用弁償に関する業務 ⑧ 職員住宅に関する業務 ⑨ 職員の衛生管理に関する業務 ⑩ 児童手当及び子ども手当に関する業務 ⑪ 公印の管守に関する業務 ⑫ 勤務時間その他勤務条件に関する業務 ⑬ 局のホームページの運営管理に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 職員の勤務成績の評定に関する業務 ② 職員の福利厚生に関する業務 ③ 公務災害に関する業務 ④ 労働組合に関する業務 ⑤ 職員の研修及び教養に関する業務 ⑥ 法規審査及び訟務に関する業務 ⑦ 企業局経営の企画に関する業務 ⑧ 事業計画の策定及び事業実施上の総合調整に関する業務 ⑨ 水道事業に係る調査及び統計に関する業務 ⑩ 環境会計に関する業務 ⑪ 環境施策の推進に関する業務 ⑫ 広報の企画及び実施に関する業務

発生時優先業務・業務従事人数等一覧

○本局

所属名 (所属の人数) D	出勤予想 人数 D×0.6	新型インフルエンザ対応業務	通常業務 (水道水の安定供給に係る業務を含む)
業務振興課 (26人)	15人	※新型インフルエンザ等対策本部業務 ①窓口業務の縮小等の検討 ②局内情報通信ネットワークの確保 ③お客様センター、水道事務所・支所間の人員調整のリスト作成	A 継続する主な業務 ① 水道料金その他公金の徴収事務の委託及び指導に関する業務 ② 水道料金の計算に係る連絡調整に関する業務 ③ 情報システム開発及び維持管理に関する業務 ④ 県水お客様センターとの連絡調整に係る業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 経営品質及びお客様満足度向上に関する業務 ② 業務の改善に関する業務 ③ 広聴の企画及び実施に関する業務 ④ 情報化の推進及び研修に関する業務
財務課 (20人)	12人	※新型インフルエンザ等対策本部業務 ①感染防止用具等の物資の予算措置 ②本庁舎の環境衛生対策	A 継続する主な業務 ① 予算編成業務 ② 局職員に係る所得税及び住民税に関する業務 ③ 剰余金の処分及び財務の総合調整に関する業務 ④ 企業債及び企業債前借金に関する業務 ⑤ 国庫補助金及び一般会計繰出金に関する業務 ⑥ 本局庁舎の維持管理に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 予算の執行調査及び調整に関する業務 ② 用地の取得等に関する業務 ③ 庁内の移転に係る局内外の調整に関する業務 ④ 局集中管理車の配車に関する業務 ⑤ 集中管理物品に関する業務
経理課 (23人)	13人	※新型インフルエンザ等対策本部業務 ①感染予防用具等の調達・管理	A 継続する主な業務 ① 公金の出納及び保管等に関する業務 ② 決算関係業務 ③ 会計書類の審査及び確認に関する業務 ④ 入札及び契約に関する業務 ⑤ 建設工事等及び物品等に係る指名業者の選定に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 資産の取得、管理及び処分の総括に関する業務 ② 固定資産の経理に関する業務 ③ 支払資金の運用に関する業務 ④ 出納及び収納取扱金融機関の指導等に関する業務 ⑤ 会計事務の企画及び指導に関する業務 ⑥ 業務状況説明書類に関する業務 ⑦ 例月出納検査及び決算審査に関する業務
計画課 (28人)	16人	※新型インフルエンザ等対策本部業務 ①対策本部の設営・庶務 ②本部会議の事務 ③指令・連絡等の集約・立案 ④関係市との連携・連絡 ⑤不急工事の調整	A 継続する主な業務 ① 危機管理の総合調整に関する業務 ② 災害対策の実施に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 水資源計画・水利権取得に関する業務 ② 他水道事業者等との水需給の調整（緊急性の高いものを除く）に関する業務 ③ 建設工事及び拡張工事の将来計画に関する業務 ④ 水需要予測に関する業務 ⑤ 水道技術実務研修に関する業務 ⑥ 職員の安全管理業務に関する業務 ⑦ おいしい水づくりに関する業務 ⑧ 大規模な建設工事の総合調整に関する業務

発生時優先業務・業務従事人数等一覧

○本局

所属名 (所属の人数) D	出勤予想 人数 D×0.6	新型インフルエンザ対応業務	通常業務 (水道水の安定供給に係る業務を含む)
浄水課 (21人)	12人	※新型インフルエンザ等対策本部業務 ①浄水薬品等の必要物資の確保 ②浄給水場の運転管理要員リストの作成 ③浄給水場間で職員の適正配置の調整 ④運転管理業務を最優先させるため、委託業者への運転管理要員の確保の要請	A 継続する主な業務 ① 浄・給水場の運転管理、維持管理に関する業務 ② 企業団受水・分水に関する業務 ③ 浄・給水場の水運用に関する協議、調整に関する業務 ④ 水質に関する総合調整に関する業務 ⑤ 浄水薬品に関する業務 ⑥ 水質事故の対応、連絡に関する業務 ⑦ 浄・給水場の震災対策に関する業務 ⑧ 取水量、配水量に関する業務 ⑨ 浄水場発生土の処分及び有効利用に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 水道水源の水質保全に関する業務 ② 浄・給水場施設の管理に関する業務 ③ 浄水処理等実験の計画、管理及び指導に関する業務 ④ 浄・給水場の更新、修繕計画に関する業務 ⑤ 自家用電気工作物保安規程に関する業務 ⑥ 無線局管理運用要綱に関する業務 ⑦ 自家用電気工作物及び無線設備の届出、認可申請に関する業務 ⑧ 水質関係各種法的申請手続きに関する業務 ⑨ 設計積算及び工事予算の執行管理に関する業務 ⑩ 浄水場見学会に関する業務 ⑪ 浄水処理技術の調査及び企画調整に関する業務
給水課 (28人)	16人	※新型インフルエンザ等対策本部業務 ①断水、赤濁水、漏水事故等への優先対応措置 ②不急工事の検討 ③各水道事務所・支所間の人員調整のリスト作成	A 継続する主な業務 ① 給水申込納付金に関する業務 ② 開発負担金に関する業務 ③ 送配水管及び給水装置の維持管理に関する業務 ④ 漏水防止に関する業務 ⑤ 水道事務所及び施設整備センターの業務に伴う補償の総括に関する業務 ⑥ 課で所掌する情報システムの維持管理に関する業務 ⑦ 給水装置及び水質の検査に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者並びに中小企業等協同組合に関する業務 ② 送配水管の建設工事及び補修工事並びに給水装置の工事（緊急性の高いものは除く）に関する業務 ③ 電磁的記録の管理に関する業務 ④ 給水条例第34条及び第35条の規定による過料（給水装置に係るもの）に関する業務 ⑤ 送配水管及び給水管の建設工事又は補修工事に起因する給水の制限又は停止の予告（緊急性の高いものを除く）に関する業務 ⑥ 事業用器材及び消耗品に関する業務 ⑦ 設計積算及び積算基準に関する業務

発生時優先業務・業務従事人数等一覧

○出先機関

所属名 (所属の人数) D	出勤予想 人数 D×0.6	新型インフルエンザ対応業務	通常業務 (水道水の安定供給に係る業務を含む)
県水お客様 センター (22人)	13人		<p>A 継続する主な業務</p> <p>① 給水条例第14条の規定による給水の申込みの承認に関する業務</p> <p>② 給水条例第19条第1項第1号、第5号及び第2項の規定による届出の受理に関する業務</p> <p>③ 料金の納入の通知に関する業務</p> <p>B 縮小・中断する主な業務</p> <p>① 水道相談に関する業務（新型インフルエンザ等対策に係るものを除く）</p> <p>② 水道料金納入証明書の発行に関する業務</p> <p>③ 水道料金の口座振替に関する業務</p> <p>④ 量水器の点検及び料金の調定に関する業務</p> <p>⑤ 水道料金の管理に関する業務</p> <p>⑥ 検針事務受託者及び公金徴収事務受託者の検査に関する業務</p>
各水道事務所・支所 (11事務所) (349人)	209人		<p>A 継続する主な業務</p> <p>① 料金の収納及び工事費その他の公金の徴収に関する業務</p> <p>② 給水申込納付金の徴収に関する業務</p> <p>③ 開発負担金の徴収に関する業務</p> <p>④ 公金の出納及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する業務</p> <p>⑤ 応急給水に関する業務</p> <p>⑥ 給水装置工事の実施に関する業務</p> <p>⑦ 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の指導、監督及び検査に関する業務</p> <p>⑧ 送配水管及び給水装置等の維持管理に関する業務</p> <p>⑨ 業務に伴う補償に関する業務</p> <p>B 縮小・中断する主な業務</p> <p>① 水道用器材及び消耗品に関する業務</p> <p>② 指定給水装置工事事業者に関する業務</p> <p>③ 公金収納事務受託者の指導及び監督に関する業務</p> <p>④ 主要な送配水管の建設工事の実施（緊急性の高いものは除く）に関する業務</p> <p>⑤ 送配水管の補修工事の実施（緊急性の高いものは除く）に関する業務</p> <p>⑥ 給水条例第22条の2第1項に規定する指導、助言及び勧告に関する業務</p>

発生時優先業務・業務従事人数等一覧

○出先機関

所属名 (所属の人数) D	出勤予想 人数 D×0.6	新型インフルエンザ対応業務	通常業務 (水道水の安定供給に係る業務を含む)
施設整備 センター (40人)	24人		A 継続する主な業務 ① 水道事業の建設工事に係る公金の 出納及び保管、会計書類の保管、その他 の会計事務に関する業務 ② 浄水作業に関する業務 ③ 業務に伴う補償に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 水道事業の建設工事に係る工器用器材及 び消耗品の需給計画並びにその出納及び 保管に関する業務 ② 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水 施設の建設工事及び修繕工事の実施（緊 急性の高いものは除く）に関する業務 ③ 送配水管の建設工事の実施（緊急性の高 いものは除く）に関する業務
各浄水場及 び各給水場 (8浄・給水 場) (254人)	152人		A 継続する主な業務 ① 導水・配水及び送水作業に関する業務 ② 庁舎、水源施設及び器材の維持管理に 関する業務 ③ 浄水作業に関する業務 ④ 水質の検査に関する業務 ⑤ 排水処理及び汚泥の処分の実施に 関する業務 ⑥ 支払事務に関する業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水 施設の建設工事及び軽微な修繕工事の 実施（緊急性の高いものは除く）に 関する業務
水質センター (29人)	17人		A 継続する主な業務 ① 微量有機化学物質等の調査及び分析に 関する業務 ② 水源水質監視に関する業務 ③ 浄水場、給水場、給水栓等の水質の 検査に関する業務 ④ 公金の収納及び保管並びにその会 計事務及び会計書類の保管に関する 業務 B 縮小・中断する主な業務 ① 水処理技術及び分析技術の調査、 研究及び開発に関する業務

※本表のDは、平成26年11月1日時点の人数であるので、新型インフルエンザ発生時の出勤予想人数については、発生時の職員数を基に算出すること。

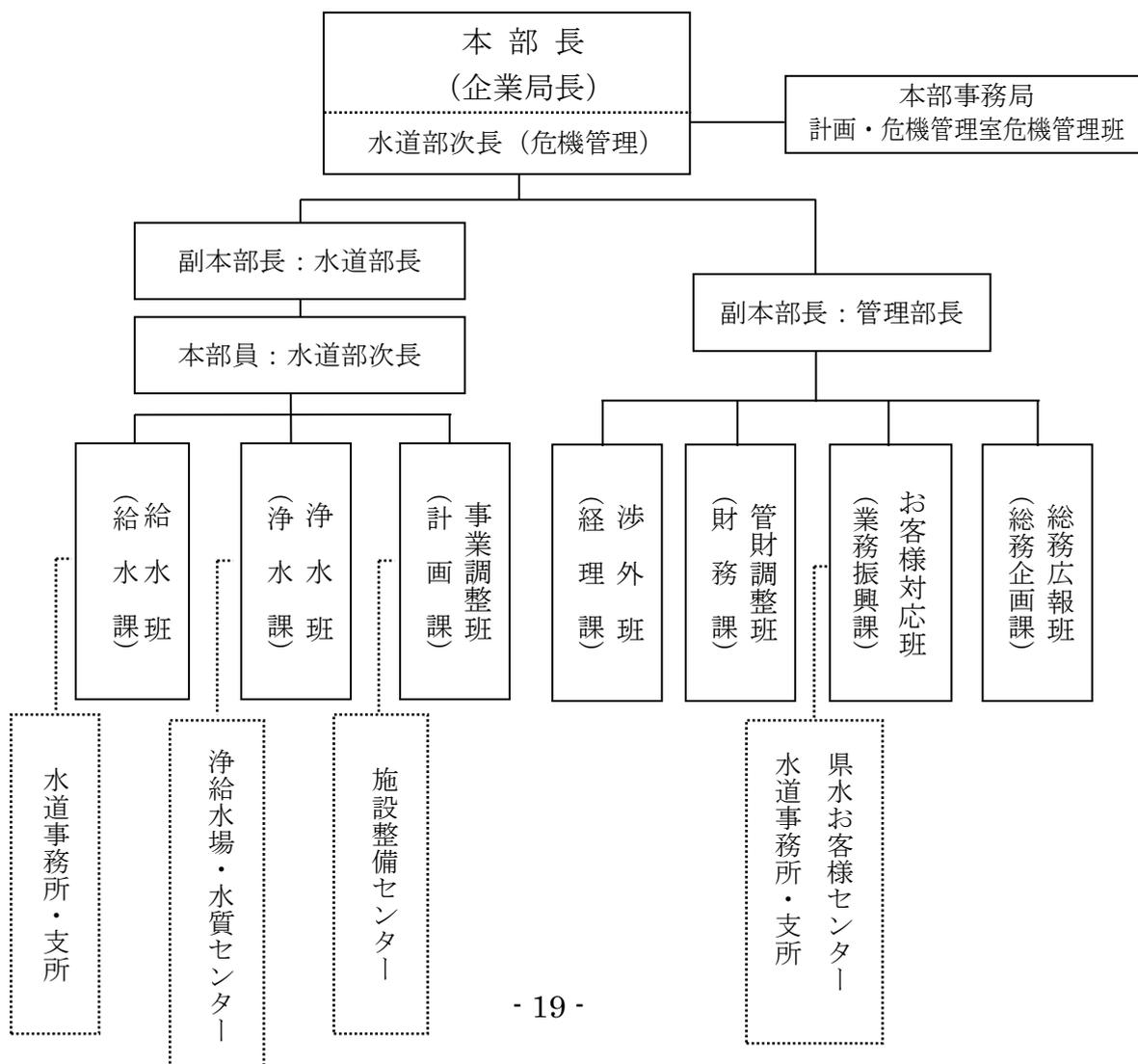
資料 1

☆ 千葉県企業局水道事業新型インフルエンザ等対策本部

局長が必要と認めた時は、千葉県企業局の災害・危機管理における各対策本部の設置に関する要綱に基づき、千葉県企業局水道事業新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

- 組織の構成
 - ① 対策本部は、本局各課で構成する。
 - ② 対策本部の本部長は局長を、副本部長は管理部長及び水道部長をもって充てる。
 - ③ 対策本部員は、次に掲げる職にある者をもってあてる。
水道部次長、総務企画課長、業務振興課長、財務課長、経理課長、計画課長、浄水課長、給水課長
 - ④ 対策本部の組織は、図－１のとおりとする。
 - ⑤ 対策本部長（局長）が不在の場合は、管理部長が代行し指揮を執る。
 - ⑥ 各班の班長は、各課長とする。
 - ⑦ 会議には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

図－１ 千葉県企業局水道事業新型インフルエンザ等対策本部組織図



資料 2

☆ 千葉県企業局水道事業新型インフルエンザ等対策本部事務分掌

対策本部の事務の分担は、表－1 のとおりとする。

表－1 千葉県企業局水道事業新型インフルエンザ等対策本部事務分掌表

担当班		構成（各課）	事務分掌
本部長 副本部長 本部長		局長 管理部長・水道部長 水道部次長	・局内における新型インフルエンザ等対策の総括指揮
本部事務局		計画・危機管理室 危機管理班	・対策本部の設営・庶務 ・本部会議の事務 ・指令・連絡等の集約・立案 ・関係市との連携・連絡
各 班	総務広報班	総務企画課 労働安全衛生 委員会	・官庁，関係機関への連絡 ・局内罹患状況の集約 ・健康福祉センター，他部局との連携 ・職員への衛生意識の啓発強化 ・労働関係官公署との連絡 ・職員及び家族の防疫対策，医療機関対応 ・ワクチンの接種（接種の優先順位決定） ・マスクミ動向に関する情報の収集，集約 ・お客様への情報提供等（ホームページ掲載等）
	お客様対応班	業務振興課	・窓口業務の縮小等の検討 ・局内情報通信ネットワークの確保 ・県水お客様センター，水道事務所・支所間の人員調整のリスト作成
	管財調整班	財務課	・感染防止用具等の物資の予算措置 ・本庁舎の環境衛生対策
	渉外班	経理課	・感染予防用具等の調達・管理
	事業調整班	計画課	・不急工事の調整
	浄水班	浄水課	・浄水薬品等の必要物資の確保 ・浄給水場の運転管理要員リストの作成 ・浄給水場間で職員の適正配置の調整 ・運転管理業務を最優先させるため，委託業者への運転管理要員の確保の要請
	給水班	給水課	・断水，赤濁水，漏水事故等への優先対応措置 ・不急工事の検討 ・各水道事務所・支所間の人員調整のリスト作成